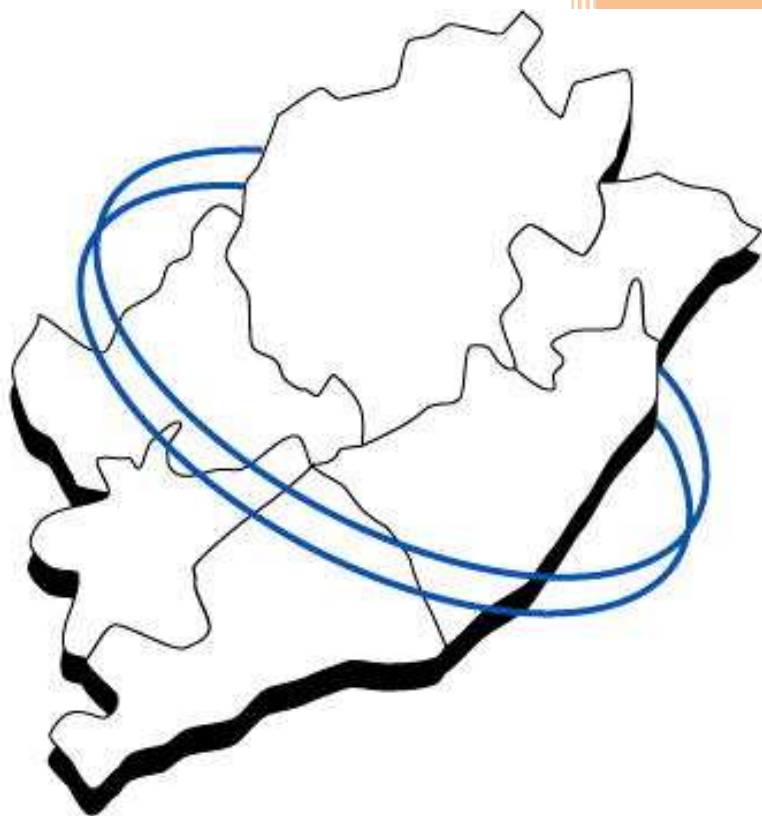


第3次埼玉県東南部都市連絡調整会議 基本指針



埼玉県東南部都市連絡調整会議

令和7年4月

目次

第1章 基本指針の概要	1
1. 基本指針策定の趣旨	1
2. 基本指針の位置づけ	1
第2章 調整会議の概要	2
第3章 5市1町の主な広域行政の取組状況	4
第4章 調整会議の事業の総括	6
第5章 基本指針	8
資料編	9
1. 5市1町の概要	9
(1) 草加市.....	9
(2) 越谷市.....	10
(3) 八潮市.....	11
(4) 三郷市.....	12
(5) 吉川市.....	13
(6) 松伏町.....	14
2. 埼玉県東南部都市連絡調整会議規約	15
3. 関係する地方自治法	18

第1章 基本指針の概要

1. 基本指針策定の趣旨

埼玉県東南部都市連絡調整会議（以下、「調整会議」という。）では、平成18年度（2006年度）に、広域的な行政課題に関する調査研究及び広域連携事業を実施するにあたっての、草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町（以下、「5市1町」という。）の基本的な合意の枠組みとして、「埼玉県東南部都市連絡調整会議基本指針」を策定しました。その後、平成26年度（2014年度）に、社会情勢の変化に対応するため、平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）までの10年間を計画期間とした第2次埼玉県東南部都市連絡調整会議基本指針を策定しました。

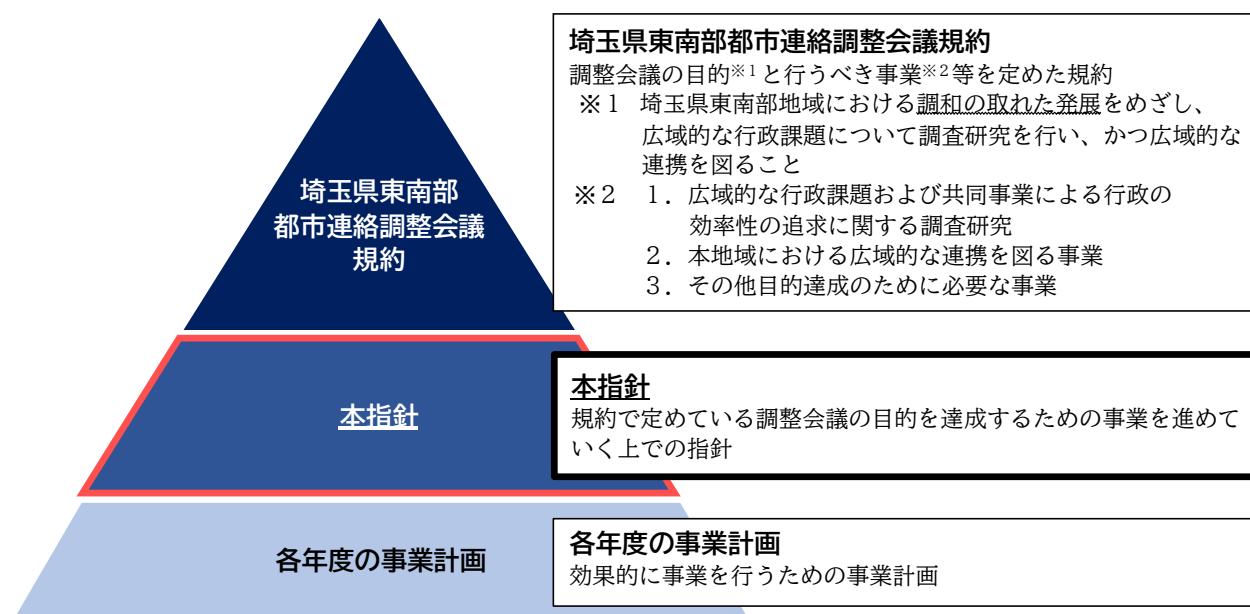
現在、前指針の策定から10年が経過しようとしており、行政が取り組むべき課題がさらに多様化・複雑化する中で、広域的な課題における5市1町の連携がこれまで以上に重要となっています。

そこで、「第3次埼玉県東南部都市連絡調整会議基本指針」（以下、「本指針」という。）では、5市1町における広域行政の取組状況や、これまでの調整会議の事業の総括を行い、これらを踏まえて調整会議の基本指針を整理しました。今後、調整会議では、この基本指針に基づき、事業を進めていきます。

なお、本指針は、必要に応じて見直しを図るものとします。

2. 基本指針の位置づけ

本指針の位置づけを次のとおりとします。



第2章 調整会議の概要

埼玉県東南部地域に位置する5市1町は、昭和40年（1965年）に埼玉県東部清掃組合（現在の東埼玉資源環境組合）を組織し、ごみ及びし尿の共同処理を図ってきました。平成3年5月に、その他の広域的な行政課題についても連携を図るべく調整会議を設立し、調査研究及び広域連携事業を行っています。



<主な取組>

開始時期	内容
平成4年10月	<u>図書館広域利用</u> 5市1町の地域内住民の方は、5市1町の対象となっている公共図書館・図書室において、図書を借りることができます。 
平成9年5月	<u>重症心身障害児施設「中川の郷」</u>（現：中川の郷療育センター）開所 重度の知的障害と肢体不自由が重複する児童の治療、機能回復訓練、日常生活指導を行うため、共同で病院と児童福祉施設の機能を併せ持つ、重症心身障害児施設を開所しました。現在は、5市1町が設立した社会福祉法人によって運営されています。 
平成10年4月	<u>公共施設の相互利用</u> 5市1町に在住・在勤・在学の方は、5市1町の対象となっている文化会館・野球場・テニスコートなどの公共施設を同じ条件で利用することができます。 

開始時期	内容
平成16年8月	<u>埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム（まんまるよく）運用</u> 5市1町にある対象の文化会館・野球場・テニスコートなどの公共施設について、パソコンやスマートフォンから施設の予約などができます。 
平成21年1月	<u>ファミリー・サポート・センターの相互利用</u> ファミリー・サポート・センターとは、地域において、子どもの送迎や預かりなど育児の援助を受けたい人（利用会員）と行いたい人（提供会員）が会員となり、育児について助け合う会員組織です。 5市1町在住・在勤の方は、自分の希望する市町のファミリー・サポート・センターを利用することができます。 
平成29年3月	<u>婚活まんまるバスツアー</u> 未婚の男女に出会いの場を提供し、5市1町の魅力を紹介することを目的に、名所、施設等をバスで巡るツアーを開催しています。 

第3章 5市1町の主な広域行政の取組状況

住民ニーズや地域特性に基づく5市1町の広域行政の取組状況（令和6年度）については、次のとおりです。

◆地方公共団体相互間の協力※1及び地方公共団体の組合※2

種類	制度	名称	内容	構成団体						その他
				草加市	越谷市	八潮市	三郷市	吉川市	松伏町	
地方公共団体相互間の協力	協議会	東埼玉消防指令業務共同運用協議会	管轄区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達を基本業務とし、関係機関への連絡等、共同運用に関する事務、庶務及びシステム管理等の管理執行事務	●	●	●	●	●	●	春日部市
	事務の委託	越谷市と吉川市との間における斎場に関する事務の委託	吉川市は越谷市に下記の事務を委託する ・火葬場に関する事務の管理及び執行 ・葬祭場に関する事務の管理及び執行		●			●		－
		越谷市と松伏町との間における斎場に関する事務の委託	松伏町は越谷市に下記の事務を委託する ・火葬場に関する事務の管理及び執行 ・葬祭場に関する事務の管理及び執行		●				●	－
地方公共団体の組合	一部事務組合	東埼玉資源環境組合	ごみ処理（収集運搬を除く）、し尿処理（収集運搬を除く）	●	●	●	●	●	●	－
		埼玉縣市町村総合事務組合	消防災害補償、退職手当、交通災害共済	●	●	●	●	●	●	埼玉県内53市町村（川越市、川口市、さいたま市、行田市を除く）及び36一部事務組合
		草加八潮消防組合	消防・救急、火薬類取締法・液化石油ガス法・高圧ガス保安法に基づく事務の処理	●		●				－
		吉川松伏消防組合	消防・救急、火薬類取締法・液化石油ガス法・高圧ガス保安法に基づく事務の処理					●	●	－
		埼玉県都市ボートレース企業団	ボートレース運営の主催事業	●	●					飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、入間市、朝霞市、さいたま市
		越谷・松伏水道企業団	上水道、下水道（使用料徴収のみ）に関する事務		●				●	－
		江戸川水防事務組合	江戸川右岸の水防に関する事務を共同処理。河川の区域は、上流から春日部市～松伏町～吉川市～三郷市の32キロメートル					●	●	春日部市
	広域連合	彩の国さいたまづくり広域連合	職員の人材の開発、交流及び確保に関する事務の処理	●	●	●	●	●	●	埼玉県および県内57市町村
		埼玉県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度に係る事務の処理（保険料の徴収、各種受付等の事務を除く）	●	●	●	●	●	●	県内57市町村

※1 地方自治法第252条の2、第252条の2の2、第252条の7、第252条の14、252条の16の2に規定される制度

※2 地方自治法第284条に規定される制度

◆任意の協議会（主なもの）※3

名称	内容	構成団体					
		草加市	越谷市	八潮市	三郷市	吉川市	松伏町 その他
新たなモビリティサービスによる「まち」づくり協議会（Maas 協議会）	協議会参加者が相互に協力・連携して、社会的課題のため広域的な新たなモビリティサービスによるまちづくりを図ることを目指し、必要な検討と調整を行う。	●	●	●	●	●	さいたま市
埼玉県東部地域道路交通研究会	埼玉県東部地域の各自治体が目指すまちづくりの構想や計画を踏まえ、東部地域における公共交通の将来像や新たな交通システムの導入に向けた検討を行う。	●	●	●	●	●	春日部市
東埼玉道路建設促進期成同盟会	国道 4 号及び関係地域の生活関連道路の交通量の緩和と関係地域の生活環境の向上及び、円滑な経済交流による地域経済の活性化を図るため、東埼玉道路を早期に完成させることを目的として、要望活動等を実施する。	●	●	●	●	●	春日部市、幸手市、杉戸町、五霞町
地下鉄 8 号線建設促進並びに誘致期成同盟会	関係地域の調和のとれた発展を推進し、生活環境と利便性の向上を図るため、地下鉄の建設促進並びに誘致を早期に実現させる。	●	●	●		●	足立区、野田市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、八千代町
埼玉県南 4 市まちづくり協議会	広域的な行政課題について協議し、魅力ある未来都市の建設を目指すことを目的として、5つの専門部会及び1つの連絡会議を組織し、各テーマについて行政区域を越えた広域的な連携を行う。	●					川口市、蕨市、戸田市
首都圏業務都市首長会議	多極分散型国土形成促進法（昭和 63 年法律第 83 号）に基づき業務核都市の形成・整備を促進し、自立都市圏の形成を先導するため、業務核都市の首長が意見交換、連絡調整等を行う場として、首都圏業務核都市首長会議を設置する。		●				八王子市、立川市、青梅市、町田市、多摩市、横浜市、川崎市、厚木市、相模原市、さいたま市、熊谷市、川越市、春日部市、千葉市、成田市、木更津市、柏市、土浦市、つくば市、牛久市
東武伊勢崎線・野田線整備促進協議会	埼玉県東部地域及び千葉県北部地域の調和ある発展と鉄道利用者の利便性の向上を図るため、東武伊勢崎線及び野田線の整備を促進する。		●				さいたま市、春日部市、野田市、杉戸町、宮代町
武蔵野線旅客輸送改善対策協議会	越谷市を東西に横断している JR 武蔵野線が、県内の東西交通としてのみならず首都圏を環状に結ぶ重要な路線であり、利用者から様々な意見・要望が出されていたことから、誰もが利用しやすい鉄道となるよう改善を図っていく。		●		●	●	さいたま市、所沢市、新座市、朝霞市、川口市

※3 地方自治法に基づかない協議会（市長が構成員となるなど、直接関与しているものに限る）

第4章 調整会議の事業の総括

第2次埼玉県東南部都市連絡調整会議基本指針の計画期間中（平成27年度～令和6年度）に実施した事業の総括については、次のとおりです。

事業	実施期間	内容	評価	今後の方向性
調査研究	毎年度 H6年度～	本地域における広域的な行政課題および共同事業による行政の効率性の追求に関する調査研究	近年は費用をかけずに調査研究を行い、抽出した共通する行政課題の解決に有効な取組を検討できていることから事業内容は適切である。	引き続き費用をかけずに実施していく。
公共施設の相互利用	毎年度 H10年度～	対象の公共施設を5市1町に在住者・在勤者・在学者が、同一条件で利用できる制度	各市町民が他市町の施設を一定数利用していることから、事業内容は適切である。	引き続き推進していく。
埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム（まんまるよやく）	毎年度 H16年度～	インターネットから5市1町の公共施設の予約ができるサービス	利用者から便利だとの意見が寄せられる一方で、オンライン申請や電子決済等のニーズに対応するため、一部見直しの検討が必要である。	社会情勢に合わせたシステムの見直しの検討を行う。
婚活まんまるバスツアー	毎年度 H28年度～	5市1町を巡る婚活バスツアー	概ね定員を超える応募があるが、年々減少傾向になっており、一部内容の見直しの検討が必要である。	最終的な目標である定住促進に向けた更なる内容の検討を行う。
職員研修会	毎年度 H3年度～	5市1町の職員を対象とした研修	自市町で実施できていない先進的なテーマで研修を開催した結果、受講者から業務に生かされると多くの意見が寄せられたことから、事業内容は適切である。	引き続き先進的なテーマ等を選定し、開催していく。
まんまるガイドマップ ※調整会議30周年記念事業も含む	隔年度 H11年度～	5市1町の概要や公共施設等の紹介するマップ	公共施設利用者や転入者に配布することで、各市町の特色等を紹介できた。 一方で、時代に合わせた配布方法の検討が必要である。	ペーパーレスやデジタル技術の活用について検討を行う。
調整会議25周年記念（植樹）	隔年度 H13年度～	調整会議設立の記念イベント等	プレスリリース等を行い、5市1町で連携した取組を進めていることのPRにつながった。 一方で、貴重な機会となるため、今後の周年事業は、住民に還元されるように他の事業と併せて行うなど、内容の検討が必要である。	今後の周年事業は住民に還元されるように、他の事業と併せて実施するなど、内容の検討を行う。

事業	実施期間	内容	評価	今後の方向性
広域観光マップ	単年度 H29 年度	東京の観光地を起点としたテーマ別の観光モデルルート4コースの案内を掲載したマップ	社会情勢に合わせて多言語版のマップを作成し、圏域のみならず浅草等の観光案内所等に配布でき、事業内容は適切であった。	
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への気運醸成に関する取組	単年度 H30 年度	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への気運醸成に関する要望活動や埼玉県が主催するオリンピックイベントの出展	5市1町共同で実施することで、単独市町で行うことより、強く働きかけられたことから事業内容は適切であった。	
広域連携環境教育教材作成	単年度 H30 年度	生物多様性の普及を図る環境学習教材の作成	実際に住民に教材を使って、生物多様性の普及を啓発できた。また、現在でも活用できる教材を作成できたことから、事業内容は適切であった。	
SAITAMA RING ROUTE によるインバウンド観光の推進	単年度 H31 年度	外国人観光客の誘引を図るため、多言語版広域観光ガイドマップSAITAMA RING ROUTEを紹介する動画を作成しSNS等で発信	社会情勢に合わせて作成した動画が想定を上回る再生回数を記録し、周知できたことから、事業内容は適切であった。	
自治体首長 DX 研修会	単年度 R4 年度	自治体DXの更なる推進に向けた取組をテーマとした首長向けの研修	社会情勢に応じた近隣地域の首長研修会の場として適していたことから事業内容として適切であった。	
まんまるバスツアー	毎年度(廃止) H18 年度 ～ H29 年度	5市1町の住民が、自市町及び近隣市町の名所、施設等をバスでめぐるツアー	参加者数が多いため、シティプロモーションを行う機会として適していたが、参加者のリピーター化や巡るスポットの選定に苦慮するなどの課題があり、事業を廃止した。	

第5章 基本指針

埼玉県東南部都市連絡調整会議規約に定めている目的（埼玉県東南部地域における調和の取れた発展）を達成するため、第3章と第4章の内容を踏まえた基本指針を以下に示します。

基本指針

調整会議は

既存の広域行政※では実施できない事業について

5市1町が共同で取り組むことにより、

- ▶ 住民サービス・政策効果の向上が図れる
- ▶ 費用の削減や業務の効率化が図れる

効果が見込まれる事業を行います。

なお、新たに、地方公共団体相互間の協力及び地方公共団体の組合（5市1町で行うものに限る。）を設置しようとするときは、必要となる準備や調整について調整会議が行います。

※ 第3章「5市1町の主な広域行政の取組状況」参照。なお、掲載している取組状況は、令和6年度時点であること、かつ任意の協議会が主なものであることから、ここに掲載されていない取組もある。

1. 5市1町の概要

(1) 草加市

① 面積

27.46km²

② 総人口（令和7年1月1日現在）

251,992人

③ 将来都市像（第四次草加市総合振興計画）

草加市は、市民の皆様と共に手を取り合い、対話を通じて、パートナーシップを深め、「このまちに住み続けたい」「このまちでこどもを育てたい」と思っただけのような魅力あるまちづくりに取り組み、「だれもが幸せなまち 草加」の実現を目指します。

なお、令和6年5月に「SDGs未来都市」に選定されたことから、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」と草加市の「だれもが幸せなまち」を連動させ、市民と教育機関、事業所、団体と力を合わせて持続可能なまちづくりを目指します。

④ まちの特徴

草加市は、日光街道の宿場町として栄え、足立区に隣接した優れた交通の利便性等により人口が増加し、発展してきました。旧日光街道、綾瀬川沿いには、一帯に美しい松並木が広がります。今なお、『おくの細道』の時代の雰囲気伝える風景として、国の名勝に指定され、市民の憩いの場となっています。松並木や草加せんべいなどの地場産業が代表するように、身近な生活の中で歴史、文化、伝統が感じられるまちです。

⑤ 特産品

草加せんべい、皮革製品、ゆかた染め、枝豆、小松菜、くわい

⑥ イベント

草加松原太鼓橋ロードレース大会、草加さくら祭り、草加よさこいサンバフェスティバル、草加宿場まつり、草加スポーツフェスティバル、草加ふささら祭り、国際ハーブフェスティバル、草加市農業祭



せんべい



枝豆



ゆかた染



百代橋から松並木

(2) 越谷市

① 面積

60.24 km²

② 総人口（令和7年1月1日）

342,327人

③ 将来都市像（第5次越谷市総合振興計画）

越谷市は「水と緑と太陽に恵まれたみんなが活躍する安全・安心・共生都市」を将来都市像としています。

「水・緑・太陽」は、水資源や周辺部に広がる農地など緑豊かな環境にあり、その美しい景観を大切にしながら、自然と共生する文化が受け継がれてきました。

「安全・安心」は、行政の最大の使命は「市民が安心して暮らし続けられるまちをつくること」であり、それを踏まえて10年後の将来を考えると、近年、頻発・激甚化する自然災害、さらには新たな感染症などの問題・課題に正面から向き合い、これらに対応するための不断の努力が必要です。令和元年度（2019年度）に実施した「市民意向調査」や「団体・事業所アンケート調査」においても、災害に強いまちづくりであることが、将来の越谷市へ望むものとして上位となっています。

「活躍・共生」は、この計画の期間は10年間ですが、その先20年、30年後の人口減少・超高齢化をはじめとするさまざまな課題をしっかりと見据えて、そのことに備えるための大切な10年と捉え、個々の多様性を認め合い、市民が交流しながら、ともに支え、地域を見守る「共生によるまちづくりを進めていくことが重要です。そのためには、市民一人ひとりの活躍によって、越谷市にふさわしい自治を確立していくことが必要です。

④ まちの特徴

越谷市の自然基盤は水によって形づくられており、市内には、元荒川や葛西用水をはじめとする多くの河川や用水が流れ、周辺部には農地が広がるなど、豊かな緑に恵まれたまちです。

⑤ 特産品

くわい、太郎兵衛もち、越谷ねぎ、いちご、小松菜、山東菜、越谷スカイメロン、越谷手焼きせんべい、越谷だるま、越谷ひな人形、越谷甲冑、越谷桐箱、籠染灯籠

⑥ イベント

越谷市元旦マラソン、越ヶ谷宿の雛めぐり、越谷花火大会、こしがや田んぼアート、南越谷阿波踊り、こしがや薪能、越谷市民まつり



いちご



越谷だるま



越谷花火大会



北越谷元荒川堤の桜並木

(3) 八潮市

① 面積

18.02km²

② 総人口（令和7年1月1日現在）

93,632人

③ 将来都市像（第5次八潮市総合計画）

八潮市は将来都市像を次のように定めています。

「住みやすきナンバー1のまち 八潮」

八潮市には、世代を超えた交流や、互いに尊重し、支え合う地域コミュニティや歴史と文化があります。これらを継承し、誰もが学び、ふれあい、喜びを分かち合えるまちとなっています。

また、八潮市は、都心に近接した交通利便性の高いまちであり、身近に水辺がある自然を感じられるまちです。この恵まれた利便性や自然環境が活かされ、都市基盤の整備が進み、快適でやすらぎのあるまちとなっています。

市民と行政がともに力を合わせてまちづくりを進め、子どもからお年寄りまで全ての人が将来にわたって元気に、いきいきと、笑顔で暮らすことができるまちとなっています。

一人ひとりにとって、八潮市に住むこと、住み続けることを誇りに思える「住みやすきナンバー1のまち」となっています。

④ まちの特徴

八潮市は、都心から15km圏内にあり、秋葉原駅までつくばエクスプレスで約17分で到着する通勤・通学にも便利なまちでありながら、水辺空間と親しみ、自然との触れ合いが楽しめる子育てにぴったりのまちです。市内の「中川やしおフラワーパーク」では、春には、花桃の華やかな桃色と菜の花の鮮やかな黄色のコントラストが楽しめます。また、「やしお駅前公園」では様々なイベントが行われています。令和4年1月に市制施行50周年を迎え、令和6年1月には新庁舎が完成するなど、現在も発展を続けています。

⑤ 特産品

白玉粉、藍染め、やしお八つの野菜（小松菜、枝豆、ねぎ、ほうれんそう、ナス、トマト、山東菜、天王寺カブ）

⑥ イベント

やしお市民まつり、やしお枝豆ヌーヴォー祭、やしお枝豆大感謝祭、八潮市農業祭、八潮朝市、八潮夜市、川の駅・中川やしお花桃まつり、八潮市観光物産フェア、やしおスポーツフェスティバル、八潮市内一周駅伝大会



(4) 三郷市

① 面積

30.22km²

② 総人口（令和7年1月1日）

142,152人

③ 将来都市像（第5次三郷市総合計画）

三郷市は「きらりとひかる田園都市みさと」を将来都市像としています。

地域に住んでいる人々、地域を故郷と思う人々が、三郷を誇りにすることの大切さを感じた時、三郷のまちは光り輝きます。

「きらりとひかる」という意味は、三郷を誇りに思えるようなまちにすること、他にはない、三郷の個性を見つけること、三郷らしさを創ることです。三郷市のあらゆる資源（人・自然・地勢・産業・交通・歴史・教育など）を再確認しつつ、活力があり、ぬくもりのあるまちを目指します。

「自立都市みさと」「活力都市みさと」「交流都市みさと」という「まちづくりの理念」を実現するために、豊かな自然との共生や職住近接など、人にやさしく、ゆとりとぬくもりのある高品質（ハイクオリティ）なまち＝「田園都市」を目指します。

三郷市がどのまちよりも魅力的で、活力ある“まち”として機能していくために、市民や市外の人々から、あるいは企業から三郷市に、「住み続けたい」、「行ってみたい」、「住んでみたい」、「立地したい」と思えるような「選ばれる魅力的なまち」になることを目指します。

④ まちの特徴

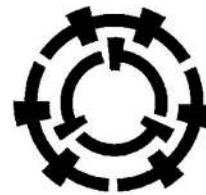
三郷市は、東京都心まで20キロ、埼玉県南東部に位置し、江戸川や中川などの川に囲まれており、豊かな自然に恵まれ、四季折々の景色を楽しむことができる魅力あふれるまちです。また、JR 武蔵野線、つくばエクスプレスの開業や常磐自動車道、首都高速道路、東京外環自動車道、三郷流山橋有料道路の開通により、交通の要衝とし発展を続け、近年では大型商業施設の相次ぐ開業により一層にぎわいを見せています。

⑤ 特産品

限定特別純米酒「におどり」、三郷インター最中、小松菜、みかん、枝豆、ジューシーあすばら

⑥ イベント

三匹の獅子舞、幸房・岩野木の獅子舞、大般若経祭り、二郷半囃子・里神楽、misato style、みさと花火大会、三郷市民まつり、みさと船着場フェスティバル



(5) 吉川市

① 面積

31.66km²

② 総人口（令和7年1月1日）

72,396人

③ 将来都市像（第6次吉川市総合振興計画）

吉川市は「幸せつながる みんなのまち よしかわ」を将来都市像としています。

みどり豊かな自然が感じられる快適な住環境。活気ある地域産業と先人たちが築いてきた歴史や文化。人と人が認め合い、支え合う、健康で笑顔あふれる暮らし。

そこで生まれる幸せが家族や地域に広がり、共に世代を超えて未来につなぐ。そうしたまちを目指す。としています。

④ まちの特徴

吉川市は、江戸川と中川に挟まれ、水と田園風景が広がる自然豊かなまちです。市内2番目の駅である吉川美南駅周辺のまちづくりも進んでいます。古くからなまず料理が親しまれた吉川では、吉川駅前の日本一大きな「金のなまず」のモニュメントをはじめ、お菓子やグッズなど様々な形で「なまず」に出会うことができます。

⑤ 特産品

川魚料理（なまず）、吉川ねぎ、なまず御前（清酒）、吉川のしずく（お米）

⑥ イベント

なまずの里マラソン、八坂祭り、市民まつり



金のなまず



なますの里マラソン



かわまつり



なまず料理

(6) 松伏町

① 面積

16.20km²

② 総人口（令和7年1月1日）

27,854人

③ 将来都市像（松伏町第6次総合振興計画）

松伏町は「みんなの笑顔未来へつなぐ 緑あふれるまち まつぶし」を将来都市像としています。

「みんなの笑顔未来へつなぐ」は、人と人が世代や分野を超えてつながることで、みんなが生きがいを持ち、笑顔で暮らす、活気・にぎわいのあるまちを次世代へつないでいくという意味が込められています。

「緑あふれるまち まつぶし」は、次の世代にも引き継いでいきたい、松伏町の豊かな自然と、松伏町に住む実感としての豊かさの意味が込められています。

④ まちの特徴

江戸川、中川、大落古利根川の3本の河川が「川」の字に流れ、春には川辺がからし菜や桜で彩られるなど憩いの場として愛される自然が残っており、田園風景が町の景観の特色となっています。また、県営まつぶし緑の丘公園をはじめとする緑豊かな公園も豊富です。

⑤ 特産品

松伏産の米を使用した製品（日本酒・パン・ケーキ・クッキー・麺・甘酒）、コーヒー、久寿餅

⑥ イベント

花まつり（春・秋）、町民まつり、農業収穫祭、町民文化祭、松伏ふるさとカレースタンプラリー、田園ホール・エローラのコンサート（随時）



古利根川堤の桜と富士山



町民まつり



県営まつぶし緑の丘公園



スペイン風の風車

2. 埼玉県東南部都市連絡調整会議規約

(名称)

第1条 本会は、埼玉県東南部都市連絡調整会議と称する。

(目的)

第2条 本会は、埼玉県東南部地域における調和の取れた発展をめざし、広域的な行政課題について調査研究を行い、かつ広域的な連携を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本地域における広域的な行政課題および共同事業による行政の効率性の追求に関する調査研究
- (2) 本地域における広域的な連携を図る事業
- (3) その他目的達成のために必要な事業

(構成)

第4条 本会は、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町（以下「構成市町」という。）をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、構成市町の市長、町長の互選によりこれを定める。

2 副会長は、会長以外の構成市町の市長、町長をもって構成する。

3 監事は、会議において協議して定めた構成市町の会計管理者をもって充てる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。

3 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

2 補欠のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員が会員の資格を失ったときは、役員の職を失う。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、会長、副会長をもって構成する。

2 会議は必要に応じて会長が招集する。

3 会議は必要に応じて、構成市町の幹事を出席させることができる。

4 会議の議事は、出席した会員の全会一致をもって決する。

(会議の付議事項)

第11条 会議に付議すべき事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事。
- (2) 事業計画に関する事。
- (3) 収支予算及び決算に関する事。
- (4) その他本会の目的達成に必要な重要事項

(幹事会)

第12条 会議に付議すべき事項について協議し、又は本会の運営上必要な重要事項を調整する組織として、本会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第13条 会長は、必要があると認めるときは、第3条各号に掲げる事項について専門的に調査研究し、又は調整する組織として、幹事会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 事務局は、会長所在地の市町に置き庶務を所掌する。

2 事務局の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 本会の運営に必要な経費は、構成市町の負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の額は、会議において決定する。

(予算)

第16条 本会の予算は、前条第1項に規定する負担金、補助金その他の収入をその歳入とし、本会の事務に要する経費をその歳出とする。

(予算の調製)

第17条 会長は、毎会計年度予算を調製し、会議の議決を経なければならない。ただし、予算議決前において、必要やむを得ないものについては、執行することができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第18条 会長は、会議を招集する暇がないと認めるときは、予算の流用及び予備費の充用をすることができる。

2 前項の規定により流用し、又は充用した場合は、会長は、次の会議においてこれを報告しなければならない。

(決算)

第19条 会長は、毎会計年度終了後に本会の決算を調製し、監事の監査を経た後、会議の承認を経なければならない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

(出納及び出納員)

第 21 条 本会の出納は、会長が行う。

2 会長は、事務局職員のうちから出納員を命ずることができる。

3 出納員は、本会の出納その他会計事務を掌る。

(雑則)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が会議にはかって定める。

附 則

1 この規約は、平成 3 年 5 月 27 日から施行する。

2 会議が設立された最初の年度における会計年度については、第 16 条の規定にかかわらず会議設立の日から 3 月 31 日とする。

附 則

この規約は、平成 8 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 13 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は平成 18 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日以後において、地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役が在職する構成市町がこの規約による改正後の埼玉県東南部都市連絡調整会議規約第 6 条第 3 項の規定により会議において協議して定めた構成市町となった場合は、同項中「会計管理者」とあるのは「収入役」と読み替えるものとする。

3. 関係する地方自治法

(連携協約)

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約(以下「連携協約」という。)を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

(協議会の設置)

第二百五十二条の二の二 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

(機関等の共同設置)

第二百五十二条の七 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第三百十八条第一項若しくは第二項に規定する事務局若しくはその内部組織(次項及び第二百五十二条の十三において「議会事務局」という。)、第三百十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同条第三項に規定する附属機関、第五百十六条第一項に規定する行政機関、第五百十八条第一項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織(次項及び第二百五十二条の十三において「委員会事務局」という。)、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、第一百七十四条第一項に規定する専門委員又は第二百条の二第一項に規定する監査専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、政令で定める委員会については、この限りでない。

(事務の代替執行)

第二百五十二条の十六の二 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行すること(以下この条及び次条において「事務の代替執行」という。)ができる。

(事務の委託)

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

(組合の種類及び設置)

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

第3次埼玉県東南部都市連絡調整会議基本指針

埼玉県東南部都市連絡調整会議
越谷市総合政策部政策課（事務局）

〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
048-967-5167